

アメリカ合衆国における「結社」観

木下智史

1 合衆国の結社をめぐる問題状況

近年の合衆国における理論動向の一つとして、結社に対する関心の高まりを指摘することができる。これは合衆国の社会における結社の位置付け・機能が大きく変容しはじめていることの現れのように思われる。

まず、近年の合衆国においては、自発的結社とそれを軸に形成される市民的公共圏が民主主義体制の維持・発展にとって緊要な役割をはたしていることについての認識のひろがりがある。民主主義体制における市民的公共圏の重要性を指摘したJ・ハーバーマスの『公共性の構造転換』が長大な序文を付されて合衆国で翻訳出版されたのが1989年¹⁾。それ以降、合衆国の政治学、哲学、さらには法学の領域にもハーバーマスの影響はひろがりつつある²⁾。そして、1995年には、ジョシュア・コーエンとジョエル・ロジャースの編になる『結社と民主主義』という書物が出版されている。この書物のもととなったコーエンとロジャースの「二次結社と民主的統治」と題する報告は、民主主義における二次的結社の効用を説き、その後の結社に関する関心の高まりのきっかけとなった³⁾。

しかし、こうした理論的関心の高まりは、合衆国において、民主主義を支える自発的結社・市民的公共圏が活性化しているからではない。ロバート・パトナムが実証的に指摘したように⁴⁾、近年の合衆国においては、伝統的に合衆国の民主主義を草の根で支えていると言われてきた、教会、PTA、労働組合、civic association と呼ばれる公共的団体などに所属する人が低下している一方で、カルト的な宗教団体、反自由主義的・反民主主義的な集団の増殖傾

向がみられる。こうした状況は、市民社会そのものの危機ともとらえうる。合衆国における市民社会の衰退といった問題意識を共有しつつ、最近、法律雑誌誌上でも、市民社会論に関わる特集が多く編まれている⁵⁾。

ただし、結社と民主主義との関係は、エミイ・ガットマンが「すべての結社の活動がリベラル・デモクラシーに不可欠であるとの主張は、結社の自由が個人の自由の不可欠な部分であるとの主張よりも論争的である」と述べたように⁶⁾、単純なものではない。先にみたように、結社のなかには、自由主義や民主主義といった価値を否定する集団もある。さらに、急速に多民族国家化しつつある合衆国においては、かならずしもこれまでの「アメリカ的価値」を共有しない、独自の文化を維持した民族的集団も存在する。文化の多様性を尊重する多文化主義(multiculturalism)の立場を一步進めて、自由・民主主義・平等といった価値を認めない集団のあり方を肯定するのかがどうかが問われている。これまで、裁判例としては、青年商工会議所やロータリークラブといった、いわばエスタブリッシュメントの集団に人種差別禁止や性差別禁止原則を認めさせるかという問題が争われてきたが、これらの事件の波及効果は、独自の文化を維持しようとする民族的集団にも及ぶ可能性がある。結社の自律と差別禁止原則との衝突が問題となった一連の最高裁判決が、単なる憲法解釈の対立を越えた広い理論的関心をかき立てる背景には、以上のような問題状況がある⁷⁾。

2 合衆国における「結社の自由」の概念

アメリカ合衆国憲法には、「結社の自由」を独自に保障する条項はない。J. マディソンが『フェデラリスト』第10編で指摘した「派閥の脅威」の指摘とあわせて、そこに、フランスと同様、中間団体への敵意を読みとる見解もある⁸⁾。しかし、むしろ、封建的職業組織などの影響から切り離されていた新大陸においては、結社がとりたてて禁圧された経験もなく、したがって憲法上

の権利として保障する必要もなかったということかもしれない⁹⁾。

合衆国憲法制定後も、「結社の自由」は、憲法問題として長く登場することはなかった。結社の活動に対する規制が憲法問題として合衆国最高裁の判例に登場するようになるのは、第一次世界大戦後、合衆国において社会主義・共産主義運動が高揚し、州・連邦政府が過激な労働組合運動や社会主義政党の規制に乗り出してきてからのことである¹⁰⁾。もっとも、これらの事例においては、規制の対象とされていたのが、当該結社の唱道する思想・表現であったため、裁判上は、政府転覆を唱道する言論の処罰の合憲性が争われ、「結社の自由」が独自に問題とされることがなかった¹¹⁾。

結社の活動に対する規制の合憲性の問題は、その後、公民権運動をめぐる紛争のなかに引き継がれた。「結社の自由」が、「言論の自由」を保障した修正1条により保障されることをはじめて判示した、NAACP v. Alabama (367 U.S.449 [1958])はこの文脈のなかから生まれた。同判決は、黒人の公民権運動団体NAACPが、人種差別の根強いアラバマ州で活動しようとした際、州が会員名簿の提出命令を出したのに対して、名簿の提出命令は修正1条違反になるとした。この事件ではじめて合衆国最高裁が「結社の自由」侵害に正面からとり組まざるを得なかったのは、会員名簿の提出命令がこれまでのような団体による言論活動自体に向けられたものでなく、構成員名の秘匿という結社固有の問題点が争われたからである。ただし、この判決が、「思想・信条の唱道のために結社に加わる自由が、言論の自由を含む、修正14条のデュープロセス条項により保障された『自由』の不可分の部分をなすことには議論の余地がない」と述べたように、そこでの「結社の自由」は依然として、思想・信条についての表現活動の延長線上にとらえられていた。この判決以降、合衆国最高裁は、NAACPによる訴訟援助活動やボイコット活動についても、修正1条により保障された「結社の自由」の保障を及ぼしていく¹²⁾。

以上のように、70年代までは、「結社の自由」の問題は、政治団体や公民権運動団体など表現活動を行う結社について、その表現活動ゆえに受ける規制

が憲法上許されるかどうかとして争われてきた。

こうした状況の転機となったのが、1984年のRoberts v. United States Jaycees (468 U.S.609 [1984])であった。そこでは、女性に正会員資格を与えない青年商工会議所に対して、州内の公衆利用施設における差別を禁ずる州人権法を適用することが、「結社の自由」の侵害にあたるかどうか争われた。合衆国最高裁は、合衆国憲法で保障される「結社の自由」に、修正1条により保障される「表現的結社の自由」と、修正14条のデュープロセス条項により保障される「親密な結合の自由」があるとの定式を打ち出した。すなわち、結社が自らの構成員を決定する権利が憲法上保障されるのは、表現活動を行う結社がある種の人々の加入を排除できないと当該結社の表現活動の内容が変化してしまう場合と、小規模の極めて親密な関係の場合に限られることになる。結論として、青年商工会議所は、表現活動を行っている団体とはいえ、その規模の大きさと構成員加入がそれほど限定されてこなかったことからみて「親密な結合」にもあたらないとされ、州人権法にしたがって会員資格について性差別を行わないよう強制されたとしても、憲法上の「結社の自由」の侵害にはあたらないとされた。

Roberts判決を嚆矢として、その後、合衆国最高裁は、結社の構成員加入にあたっての方針の是非の問題をくりかえし、扱うことになる。その背景には、80年代以降、各州で、公的機関だけでなく、公衆利用施設における差別を禁止する法律(「public accommodation statutes」)が制定され、いくつかの州でその適用が結社の構成員としての地位にまで及ぼされるようになったことがある。すなわち徹底的な平等化志向のなかで、単に公的な差別の撤廃だけでなく、私的な関係における差別の撤廃の必要性が認識されるようになり、ある種の結社への加入が社会的・経済的な地位と深く結びついており、そこへの女性や人種的少数者の進出が社会的平等の実現のために不可欠であると認識されるようになったのである。

まず、ロータリークラブの会員資格を女性に認めないことが問題となった

Board of Directors of Rotary International v. Rotary Club of Duarte (481 U.S.537 [1987]) において、合衆国最高裁は、Roberts判決の判断枠組みを基本的にそのまま適用して、ロータリークラブは、その規模の大きさ、会の目的・活動に排他性がみられないことからみて、「親密な結社の自由」(もっとも法廷意見を執筆したパウエル裁判官は「私的結合の自由」という言葉を用いた) の保障を受けず、公的問題について特定の立場をとっているとはいえ、女性の入会を認めたとしても会の活動が妨げられたり、活動の内容が変更を余儀なくされたりすることはないことから、「表現的結社の自由」の保障も及ばないと判示した。公衆利用施設における人種、信条、性別による差別を禁じた市の人権条例を私的クラブに適用することの合憲性が争われたNew York State Club Association v. City of New York (487 U.S.1 [1988]) においても、合衆国最高裁は、「結社の自由」の侵害の主張を認めなかった¹³⁾。

これらの最高裁判決から明らかになった、差別的な私的団体に対する法律による規制についての判断準則は以下のようなものである。まず、当該団体の規模が小さく、構成員決定にあたっての選別が厳しく、排他性が高いと認められれば「親密な結合」(あるいは「私的結合」)として、当該団体の構成員決定の自由は無条件で保護される。もっとも、「親密な結合」として認められるのは、家族などごく限られた関係に限られている。他方、当該団体がなんらかの表現的活動を行っていれば、「表現的結社の自由」の保護対象となる。ただし、当該団体の構成員決定に対して制約を課すことが当該団体の表現活動の内容に影響を与えたり、表現活動に重大な支障を生ずることが立証されてはじめて、「表現的結社の自由」に対する「重大な負担」があるとみなされる。「重大な負担」をもたらす規制については、修正1条の権利侵害に対する厳格審査が行われ、「重大な負担」を正当化しうる「やむにやまれぬ政府利益」の存在と、「より制限的でない代替手段のないこと」が立証されなければ、違憲と判断されることになる。

以上のような、「結社の自由」についての判断枠組みは基本的に維持されて

きたものの、「表現的結社の自由」と「親密な結合の自由」双方ともかなり適用範囲が狭く解されて、公衆利用施設法の適用によって構成員決定という結社の基本的機能が制約されても、それが憲法違反とされることはなかった。しかし、ボーイスカウトが同性愛者を指導者から排除することと性的志向による差別を禁ずる州公衆利用施設法の適用が問題となったBoy Scouts of America v. Dale (530U.S.640 [2000])において、合衆国最高裁は、結社への公衆利用施設法の適用が憲法上の「結社の自由」を侵害するとはじめて判示した。5対4の僅差の判決であったが、多数意見は、ボーイスカウトが同性愛に否定的な立場をとっており、公然と同性愛者であることを認めている者を指導者の地位につけることを強えられることは、団体の立場の変容を迫られることになることを認めた。

「表現的結社の自由」の主張をこれまでよりも緩やかに認めたDale判決の今後の影響をめぐっては、公衆利用施設法の合憲性が厳格に審査されるようになり、私的領域における差別是正の動きに大きな制約を課すものとの見方も現れている¹⁴⁾。また、Dale判決を、結社の自律性を尊重する近年の最高裁の傾向のなかに位置づける見解もある。実際、合衆国最高裁は、政党の候補者指名のための予備選挙への参加者の決定について、政党の自律性を重視する判断を示してきた¹⁵⁾。Dale判決は、ボーイスカウト連盟が反同性愛の立場をとっているとの認定を、連盟幹部の声明などから簡単に導き出しており、ボーイスカウトの構成員の意思よりも、団体幹部の意思を重視する姿勢を強めたものとみることでもでき、団体の自律性を重視する判例傾向のなかに位置づけることもできるかもしれない¹⁶⁾。

3 合衆国の「結社」観

佐藤幸治によれば、「結社は国家による公益の追求を害しあるいは国家の存続を危うくするものとみて、結社を国家の強い統制下におき、できれば廃絶

したいとする」という「反結社主義」の立場、「自発的ないし自然発生的結社に敵対しつつ、他方では統治にとって大衆組織の有用性を積極的に評価し、国民を公的権力に主導された各種大衆組織を通じて統合しようとする」「全体主義的結社観」、結社を個人の権利の文脈でとらえ「結社の結成には政府の承認を要せずかつ結社の規制は明白な必要の証明された場合に限る」とする「個人的結社観」、「団体に多かれ少なかれ個人の場合と同様の独自性・実在性を認め、個人の場合と同様の権利を付与しようとする」「多元主義的な結社観」があるとされる¹⁷⁾。前二者の結社観は、今日の自由民主国家とは相容れない。したがって、自由民主国家において採られるべきは、後二者の結社観のいずれかということになる。

後二者の結社観はそれぞれ、シェルドン・リーダーのいう「自発主義 (voluntarism)」と「多元主義 (pluralism)」に対応しているように思われる。リーダーによれば、英米における結社観には、「自発主義」と「多元主義」という二つの潮流がある。「自発主義」とは個人主義的な結社観であり、団体の本質は、個人が自発的に参加していることにあり、個人の利益に反する団体の行動はありえないとする。そして、「自発主義」によれば、団体から排除されることによって個人に深刻なコストがかかる場合は、個人の権利尊重のために、国家と団体を同様に扱って、裁判所による救済を認め、団体の自律性を否定することになる。「自発主義」は、法人格に関しては「擬制説」「特権理論」をとり、団体の権威は国家に由来するものであるから、国家がなしえないことを団体がすることはできず、したがって、憲法上の権利侵害を国家ができないのと同様、団体も憲法上の権利を侵害できないと主張する。これに対して、「多元主義」は、法人格を「法人実在説」的にとらえ、団体は国家による許可とは無関係に存在し、団体の権利が個人の権利を離れても存在するとする。ここから重視されるのは、個人の権利より団体の自律性であり、団体は自律的な権力であり、団体と構成員の關係に国家は干渉すべきでないという議論が導かれる¹⁸⁾。

それでは、合衆国の結社観はどういうものか。結社観が正面から論じられることはないので、団体の人権享有主体性と団体の内部紛争への司法介入の議論を手がかりに考えてみたい。

団体による憲法上の権利の享有について、日本における合衆国の議論の紹介は、合衆国最高裁の判例上、団体が表現の自由を享有し、修正4条の「逮捕、捜索、押収に関する権利」も享有することが認められていることから¹⁹⁾、法人実在説的に理解するものが多い。しかし、たとえば修正5条に基づく「自己帰罪拒否特権」については判例上「法人は享有しない」とされており²⁰⁾、必ずしも団体と個人が同等の権利を享有しているわけではない。合衆国における団体による憲法上の権利享有について、たくみな説明といえるのが「フィールド理論」と「結社理論」である。「フィールド理論」というのは、19世紀後半に合衆国の資本主義が発展するなかで、合衆国最高裁のフィールド裁判官により推進された主張であり、法人が営業活動を行う場合、個人によって行う事業と同程度の憲法上の権利を享有し、個人で営業活動を行う場合と法人の形態で営業活動を行う場合とで、憲法の権利の保障に差があってはならないという論理である。他方、「結社理論」とは、ある団体の構成員が全員一致で行動する場合にはそれを団体としての行動として評価し、憲法上の保護を与える見解である²¹⁾。

合衆国の判例上は、基本的に、この二本立てで、団体による憲法上の権利享有の論理が組み立てられているように思われる。すなわち団体の憲法上の権利は、「団体自体の権利」としてではなく、あくまでも「個人の権利」の延長線上に認められるという論理である²²⁾。

さらに、もう一つ団体と個人との関係を見る視角として、団体内部の紛争に裁判所がいかに介入しうるかという問題がある。合衆国では、私的結社の権力が大きくなり、政府の権限が結社に委譲されたり、結社が独占的権力を与えられることが多くなるに伴い、結社の自律性を重視する立場が維持されなくなり、憲法上の権利救済のため、あるいは制定法上の根拠に基づいて、

裁判所が団体の内部紛争にも積極的に介入するようになってきている²³⁾。修正14条の権利侵害を構成するための「ステイト・アクション要件」の拡大解釈によって、私人間の紛争に連邦裁判所が積極的に介入していったことも、団体内部の紛争への司法介入を拡大する傾向を助長した²⁴⁾。すなわち、合衆国においては、団体自体の自律性の利益は個人の権利の救済の前には譲歩を余儀なくされるとみることができる。

こうしてみると、2でみたように、近年の合衆国最高裁判決のなかには団体自体の権利を尊重する傾向も見られるものの、結社観についての「自発主義」か「多元主義」かと言えば、やはり合衆国においては、依然として「自発主義」、すなわち佐藤の分類における「個人主義的結社観」が主流ではないかと思われる。

4 日本の中間団体論への示唆

中間団体論と憲法学とのかかわりで避けて通れないのが、「ルソー＝ジャコバン型国家像」と「トックビル＝アメリカ型国家像」を対比させ、フランスモデルにおける個人の析出過程を追体験することを説いた樋口陽一の議論である²⁵⁾。しかし、樋口が合衆国の国家像を「結社の存在を積極的に容認し、社会的権力もまた正統性をもちうる」という「多元的モデル」と表現する場合、ここでの「多元主義」とは民意の集約のありかたをあらわしており、3で論じた結社観としての「多元主義」とはその内容上違いがある点に留意すべきである。むしろ、結社観についていえば、樋口が別のところで述べているように、フランスと合衆国の結社観の違いは、「反結社主義的個人主義」と「親結社主義的個人主義」の対比とみるべきように思われる²⁶⁾。すなわち、3で論じたように、合衆国においては、「結社が実在的」であるとの結社観ではなく、「個人の自由」の延長線上に「団体の自由」があるという議論が主流であって、この点でフランスとアメリカとの間にそれほど大きな違いはないというべき

である。

結社についての考え方という点では、むしろ、日本の最高裁判決に見る「集団実在論」的な傾向と合衆国の結社観とのズレは大きい。周知のように、日本の最高裁は、八幡製鉄政治献金事件（最大判1970年6月24日民集24巻6号625頁）において、「団体の実在性」からストレートに会社の政治献金の自由を引き出し、「部分社会」論に基づいて、団体内部の紛争への司法介入を拒否している（最判1977年3月15日民集31巻2号234頁など）。また、日本の最高裁は、人権規定の私人間適用の問題についても消極的な姿勢を維持している²⁷⁾。司法の判断に現れたこうした傾向を、日本社会に通底する集団主義的傾向を象徴するものとしてとらえ、それが個人の自立を妨げ続けることを指摘したのが樋口の問題提起であった²⁸⁾。たしかに、日本における集団主義は、個人を集団に埋没させ、社会の画一性を助長する一方で、一人ひとりの個人が国民として引き受けるべき責任をあいまいにするという傾向をもたらししてきた点は否めない。

樋口の問題提起に対しては、多様な結社や中間団体を一律に否定すべきではないとの批判がなされ²⁹⁾、樋口からは「<団体のなかでもよいものと悪いものがある>という、いってみればやわな対応で終わることに、私としては異議を申し立てている」との応答がある³⁰⁾。本稿における合衆国の結社観と日本の（とくに裁判所の判断において現れた）結社観との対比からも明らかなように、日本のかかえる問題は、国家・社会における結社の存在を積極的に容認するかどうかよりも、それぞれの結社の内部において、結社を構成する個人をどこまで重視するかという問題に起因しているように思われる。結社一般を否定するのではなく、個人と結社との関係について、いまいちど個人主義的結社観の立場で見直すことが憲法学の重要な課題のように思われる。

注

1) JURGEN HABERMAS, THE STRUCTURAL TRANSFORMATION OF PUBLIC SPHERE (trans. T.

- BURGER & F. LAWRENCE (1989)).
- 2) See e.g., CRAIG CALHOUN ed., *HABERMAS AND THE PUBLIC SPHERE* (1992). クレイグ・キャルホーン編(山本啓・新田滋訳)『ハーバースと公共圏』(未来社 1999年)参照。
 - 3) JOSHUA COHEN & JOEL ROGERS eds., *ASSOCIATION AND DEMOCRACY* (1995). See also MARK E. WARREN, *DEMOCRACY AND ASSOCIATION* (2001); ROBERT D. PUTNAM, *MAKING DEMOCRACY WORK* (1993). また、現代社会のアノミー化についての問題意識から、個人にアイデンティティを与え、道徳的方向付けを与えるものとしての結社の役割を重視するコミュニタリアンの立場からの結社論も盛んである。See e.g., CHARLES TAYLOR, *SOURCE OF THE SELF* (1989); MICHEL WALZER, *SPHERE OF JUSTICE: A DEFENSE OF PLURALISM AND EQUALITY* (1983).
 - 4) ROBERT D. PUTNAM, *BOWLING ALONE: THE COLLAPSE AND REVIVAL OF AMERICAN COMMUNITY* (2000).
 - 5) 例えば、「市民社会の復権のよびかけが法的・憲法的に意味するもの」と題する、シカゴ=セント・ローズスクールのシンポジウムは、合衆国における公民性と道徳性後退の原因を、市民社会の崩壊・消滅に求める問題意識から出発している。Linda C. McClain & James E. Fleming, *Introduction Foreword: Legal and Constitutional Implications of the Calls to Revive Civil Society*, 75 CHL-KENT. L. REV.289, 289 (2000).
 - 6) Amy Gutmann, *Freedom of Association: An Introductory Essay*, in *FREEDOM OF ASSOCIATION* 3, 18 (AMY GUTMANN ed., 1998).
 - 7) 拙稿「私的団体による差別と結社の自由」神戸学院法学30巻3号1頁以下参照。
 - 8) See e.g., Wyzanski, *The Open Window and the Open Door - An Inquiry into Freedom of Association*, 35 CALIF.L.REV. 336, 341-42 (1947).
 - 9) 松井茂記『日本国憲法』42頁(有斐閣 1999年)参照。反結社主義の立場から中間団体を徹底して排除したフランスと比較して、合衆国において人々が自然に多様な結社を結成し、活動していることに注目し、民主主義の健全な定着にとっての結社の有用性を発見したのが、いうまでもなくトクビルであった。トクヴィル(岩永健吉郎・松本礼二 訳)『アメリカにおけるデモクラシー』105-18頁(研究社 1972年)参照。
 - 10) See *Schenk v. United States*, 249 U.S.47 (1919); *Pierce v. United States*, 252 U.S.239 (1920); *Debs v. United States*, 249 U.S. 211 (1919)(1917年制定の防諜法[The Espionage Act of 1917]の合憲性); *Gitlow v. New York*, 268 U.S.652 (1925); *Whitney v. California*, 274 U.S.357 (1927)(社会主義、共産主義の唱道を処罰する「刑事サンジカリズム法」の合憲性); *Dennis v. United States*, 341 U.S.494 (1951)(政府の暴力的転覆を唱道する団体の結成、そこへの加入を処罰するスミス法[1940年制定]の合憲性)。
 - 11) もっとも、暴力による政府転覆を唱道する組織の構成員になること自体を処罰する

- スミス法の構成員条項は、「結社の自由」を直接的に制限するものといえるが、その合憲性を扱った *Scales v. United States*, 367 U.S.203 (1961) *Noto v. United States*, 367 U.S. 290 (1961) とともに、「言論の自由」と「結社の自由」とを一体的にとらえており、「結社の自由」についての独自の判断はみられない。
- 12) *See e.g., NAACP v. Button*, 371 U.S. 415 (1963); *NAACP v. Claiborne Hardware Co.*, 458 U.S. 886 (1982).
 - 13) 拙稿「アメリカにおける『結社の自由』の概念」阿部照哉教授還暦記念『人権の現代的諸相』189頁以下(有斐閣 1990年)参照。
 - 14) *See Nan D. Hunter, Accommodating the Public Sphere: Beyond a Market Model*, 85 MINN. L. REV.1591, 1591 (2001). 他方で、反差別法の適用が限定されることを歓迎する見解もある。*See David E. Bernstein, Antidiscrimination Laws and the First Amendment*, 66 MO.L.REV.83; Richard A. Epstein, *Free Association: The Incoherence of Antidiscrimination Laws*, NAT'L REV., Oct.9, 2000, at 38, 40.
 - 15) 1981年の *Democratic Party of United States v. Wisconsin, ex rel. LaFollette* (450 U.S.107 [1981]) において、合衆国最高裁は、政党所属を問わず、すべての有権者を政党予備選挙に参加させるオープン・プライマリーを定める州法を修正1条に違反すると判示した。そして、*Tashjian v. Republican Party* (479 U.S.208 [1986]) では、政党所属を明らかにした者のみを政党予備選挙に参加させるクローズド・プライマリーを定める州法を違憲とした。一見すると、両判決は矛盾しているようにみえるが、前者の事件においては、民主党の側が予備選挙を党员のみに限定しようとし、後者の事件では、共和党が無所属者も予備選挙に参加させようとしていた。したがって、最高裁の判断は、予備選挙の参加者をいかにするかについての政党の側の判断を州法よりも優先させようとしているという点では一貫している。そして、この点は、非党员も参加しうるブランケット・プライマリー方式を採用することは、政党の「結社の自由」を侵害し、修正1条に違反すると判示した *California Democratic Party v. Jones*, 530U.S.567 (2000) においても維持されている。
 - 16) *Erwin Chemerinsky & Catherine Fisk, Perspectives on Constitutional Exemptions to Civil Rights Laws: Boy Scouts of America v. Dale: The Expressive Interest of Associations*, 9 WM. & MARY BILL OF RTS. J.595, 606 (2001); Daniel A. Farber, *Speaking in the First Person Plural: Expressive Associations and the First Amendment*, 85 MINN. L.REV.1483, 1495 (2001).
 - 17) 佐藤幸治「集会・結社の自由」芦部信喜編『憲法 人権(1)』553頁以下、563-65頁(有斐閣 1978年)。
 - 18) *SHELDON LEADER, FREEDOM OF ASSOCIATION: A STUDY IN LABOR LAW AND POLITICAL THEORY* 40-41 (1992).
 - 19) *See e.g., Hale v. Henkel*, 201 U.S.43, 71 (1906).
 - 20) *See e.g., Wilson v. United States*, 221 U.S.361,382 (1911); *United States v. White*, 322 U.S.694,700 (1944).

- 21) Charles R. O'Kelly, Jr., *The Constitutional Rights of Corporations Revisited: Social and Political Expression and the Corporation after First National Bank v. Bellotti*, 67 GEO. L.J.1347 (1979).
- 22) 拙稿「団体の憲法上の権利享有についての一考察」神戸学院法学22巻1号1頁以下、105頁(1992年)参照。
- 23) *See Developments in the Law: Judicial Control of Actions of Private Associations*, 76 HARV.L.REV. 983, 987-990 (1963).
- 24) *Id.* at 1067-68.
- 25) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』35頁以下(東大出版 1994年)参照。
- 26) 同64頁。
- 27) 拙稿「私人間における人権保障と裁判所・再考」佐藤幸治先生還暦記念『現代立憲主義と司法権』205頁以下(青林書院 1999年)参照。
- 28) 樋口陽一『近代憲法学にとっての論理と価値』168頁以下(日本評論社 1994年)。
- 29) 和田進「選挙・政党と自由」ジュリスト978号132頁以下(1991年)、長谷川正安「『人権宣言と日本』によせて」法律時報63巻4号68頁以下(1991年)、大久保史郎「『法人の人権』論」公法研究61号111頁以下(1999年)参照。
- 30) 樋口・前掲注(25)書79頁。